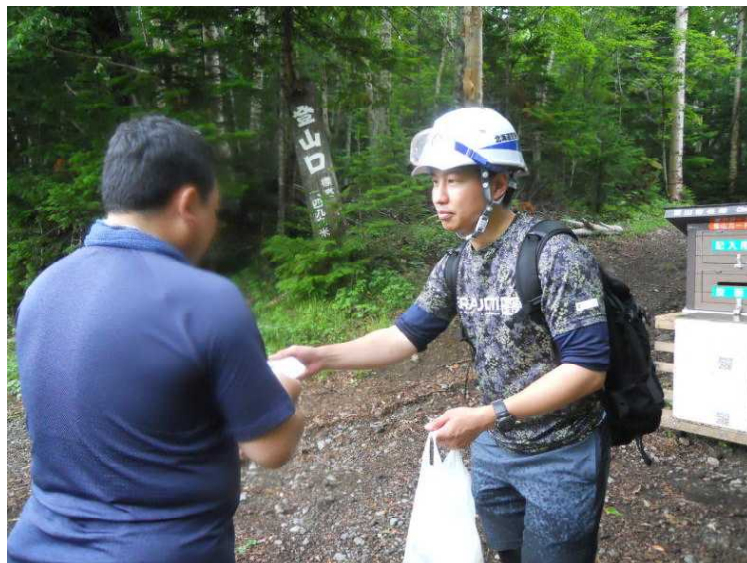


雌阿寒岳における現場調査

令和8年7月10日、本別警察署員が足寄町に所在する雌阿寒岳において、山岳遭難などに備えて現場調査を行いました。

主に雌阿寒岳登山ルート状況の把握や危険箇所のチェックなどを行ったほか、登山者に対し、山岳遭難防止やヒグマによる人身被害防止のグッズを配布するなど啓発活動を実施しました。



足寄だより

0156-25-2151

作成者

足寄交番勤務員

暴力団排除活動の推進 暴力団 地域団結 断固拒否

暴力団の違法・不当な活動や犯罪被害に関することは、どんな些細なことでも早期に警察に相談、通報する強い意志と勇気を持って、社会から暴力団を追放しましょう。

暴力団追放「三ない運動」の推進



北海道警察 ・ 北海道暴力団追放センター



生活道路における自動車の法定速度の引下げ
法定速度が引き下げられます！

令和8年9月1日から中央線等がない道路における自動車の法定速度は30km/hとなります。

また、すべての道路の法定速度が30km/hになるわけではありません。

次のような道路の法定速度は、引き続き60km/hです。

- ・道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

